

### 3-1. 独自保障事業参入方法比較 ※3-3参照

	主な条件等	加入対象者	登録・認可の有無	根拠法 (監督官庁)	代理店登録
少額短期保険業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保険金額が、1被保険者あたり1000万円限度</li> <li>2. 保険期間が、生保系1年、損保系2年限度</li> <li>3. 財務健全性基準（支払余力）のチェック</li> <li>4. 基礎書類（事業方法書、算出方法書、約款等）および申請書類の作成</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保険計理人の意見書の提出</li> <li>2. 原則兼業禁止</li> <li>3. 供託金（1000万円）の拠出</li> <li>4. 代理店登録、募集人資格の取得</li> <li>5. 保険業務精通者の登用</li> </ol>	制限なし	登録	保険業法  (金融庁)	あり  ※募集人の資格制度あり
協同組合による 共済事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「共済規定」および申請書類の作成</li> <li>2. 共済計理人の選任・関与</li> <li>3. 重要事項説明義務、業務・財務開示義務</li> <li>4. 組合員数に比例した段階的規制 等</li> </ol> <p>※契約者1,000人超の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則兼業禁止</li> <li>・最低出資金規制（1000万円）</li> <li>・財務健全性基準の導入</li> </ul> <p>■組合員に対する少額共済であれば特段の規制なし</p>	原則、組合員	認可	中小企業等 協同組合法  (協同組合の 主務官庁)	あり
独自保障事業 (任意共済制度)	<p>■保険業法での適用除外共済</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地方公共団体がその住民を相手方として行うもの</li> <li>2. 会社が従業員等を相手方として行うもの</li> <li>3. 労働組合がその組合員を相手方として行うもの</li> <li>4. 学校が生徒を相手方として行うもの</li> <li>5. 政令で定める人数（1,000）以下の者を相手方とするもの</li> </ol> <p>■パブリックコメント等で適用除外の見解が出たもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商品の製造販売に付随する延長保証サービス</li> <li>・不動産賃貸借契約に要する機関保証サービス</li> <li>・保障額が10万円以下の見舞金</li> </ul>	制限なし	なし	なし	なし



### 3-1. 独自保障事業参入方法比較 ※3-3参照

	主な条件等	加入対象者	登録・認可の有無	根拠法 (監督官庁)	代理店登録
少額短期保険業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保険金額が、1被保険者あたり1000万円限度</li> <li>2. 保険期間が、生保系1年、損保系2年限度</li> <li>3. 財務健全性基準（支払余力）のチェック</li> <li>4. 基礎書類（事業方法書、算出方法書、約款等）および申請書類の作成</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保険計理人の意見書の提出</li> <li>2. 原則兼業禁止</li> <li>3. 供託金（1000万円）の拠出</li> <li>4. 代理店登録、募集人資格の取得</li> <li>5. 保険業務精通者の登用</li> </ol>	制限なし	登録	保険業法 (金融庁)	あり  ※募集人の資格制度あり
協同組合による 共済事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「共済規定」および申請書類の作成</li> <li>2. 共済計理人の選任・関与</li> <li>3. 重要事項説明義務、業務・財務開示義務</li> <li>4. 組合員数に比例した段階的規制 等</li> </ol> <p>※契約者1,000人超の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則兼業禁止</li> <li>・最低出資金規制（1000万円）</li> <li>・財務健全性基準の導入</li> </ul> <p>■組合員に対する少額共済であれば特段の規制なし</p>	原則、組合員	認可	中小企業等 協同組合法  (協同組合の 主務官庁)	あり
独自保障事業 (任意共済制度)	<p>■保険業法での適用除外共済</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地方公共団体がその住民を相手方として行うもの</li> <li>2. 会社が従業員等を相手方として行うもの</li> <li>3. 労働組合がその組合員を相手方として行うもの</li> <li>4. 学校が生徒を相手方として行うもの</li> <li>5. 政令で定める人数（1,000）以下の者を相手方とするもの</li> </ol> <p>■パブリックコメント等で適用除外の見解が出たもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商品の製造販売に付随する延長保証サービス</li> <li>・不動産賃貸借契約に要する機関保証サービス</li> <li>・保障額が10万円以下の見舞金</li> </ul>	制限なし	なし	なし	なし